

第3 様式（目次）

様式 1	開発計画事前協議申請書	35
様式 2	開発計画説明書	36
様式 3	開発行為予定標識	37
様式 4	開発行為予定標識設置（変更）報告書	39
様式 5	開発計画概要書	39
様式 6	事前説明（変更）報告書	41
様式 7	開発審査会附議願	43
様式 8	都市計画法第 32 条による協議について	44
様式 9 の 1	開発行為許可申請書	45
様式 9 の 2	開発行為許可通知書	46
様式 9 の 3	開発行為不許可通知書	47
様式 9 の 4	開発行為協議申出書	48
様式 9 の 5	開発行為協議成立通知書	49
様式 9 の 6	開発行為協議不成立通知書	50
様式 10	資金計画書	51
様式 11	申請者の事業経歴書	52
様式 12	工事施行者の工事経歴書	53
様式 13	設計者の資格調書	54
様式 14	設計説明書	55
様式 15 の 1	開発行為に関する同意の一覧表	57
様式 15 の 2	新たに設置される（従前の）公共施設一覧表	59
様式 16	権利者の施行同意書	60
様式 17	自主管理道路の管理に関する協定書	61
様式 18	開発行為許可標識	62
様式 19 の 1	開発行為変更許可申請書	63
様式 19 の 2	開発行為変更許可通知書	64
様式 19 の 3	開発行為変更協議申出書	65
様式 19 の 4	開発行為変更協議成立通知書	66
様式 20	開発行為変更届出書	67
様式 21	工事着手届出書	68
様式 22	工事完了届出書	69
様式 23	公共施設工事完了届出書	70
様式 24	開発行為に関する工事の廃止の届出書	71
様式 25 の 1	工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書	72
様式 25 の 2	工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認通知書	73
様式 26 の 1	市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書	74
様式 26 の 2	市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書	75
様式 26 の 3	市街化調整区域内における建築物の特例協議申出書	76
様式 26 の 4	市街化調整区域内における建築物の特例協議成立通知書	77
様式 27	建築物概要書	78
様式 28 の 1	予定建築物以外の建築等許可申請書	79
様式 28 の 2	予定建築物以外の建築等許可通知書	80
様式 28 の 3	予定建築物以外の建築等協議申出書	81
様式 28 の 4	予定建築物以外の建築等協議成立通知書	82
様式 29 の 1	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	83
様式 29 の 2	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書	84
様式 29 の 3	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書	85
様式 29 の 4	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議成立通知書	86
様式 30	地位承継届出書	87
様式 31 の 1	地位承継承認申請書	88
様式 31 の 2	地位承継承認通知書	89
様式 32 の 1	開発行為等適合証明申請書	90
様式 29	開発行為等適合証明書	91
様式 32 の 1	開発行為非該当証明申請書	92
様式 29	開発行為非該当証明書	93
様式 33	開発許可を受けずに開発された土地における行為届出書	94
様式 34	暴力団員等に該当しないことの誓約書	95

様式 1
市要綱様式第 1 号

開 発 計 画 事 前 協 議 申 請 書

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

申請者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

開発行為の許可等に関する規則第 6 条の規定により事前協議を申請します。

開 発 計 画 概 要	開発区域の位置	福岡市 区		
	開発区域の面積	m ²		
	開 発 区 域 の 用途地域、地区 〔 開発区域又はその 一部が該当するも のを○で囲んでく ださい。 〕	市街化区域 市街化調整区域	高度地区 (15M・20M) (第一種・第二種) 高度利用地区	都市施設 (法第 11 条) (ア) 道路、都市高速鉄道、駐車 場、自動車ターミナル、その 他交通施設 (イ) 公園、緑地、広場、墓園等 空地 (ウ) 水道、電気、ガス供給施設、 下水道、汚物処理場、ごみ焼 却場 (エ) 河川、運河、その他水路 (オ) 市場、と蓄場又は火葬場 (カ) 1 団地の住宅施設 (那珂団地、若久団地、金山 団地、堤団地、宝台団地) (キ) 流通業務団地 (ク) その他
		第一種低層住居専用地域 ・容積率 60% ・容積率 80%	風致地区	
		第二種低層住居専用地域	宅地造成工事規制区域	
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 未指定		砂防指定地 (山腹) (河川) 国定公園 保安林 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 災害危険区域 地区計画		
設 計 者	住所 氏名 電話番号 資格の内容 (最終学歴、卒業年次、主な職歴その他都市計画法施行規則第 19 条第 1 項 の資格を有することを証する事項			
工 事 施 行 者	住所 氏名 電話番号			
添 付 図 書	(ア) 開発計画説明書 (様式第 2 号) (カ) 造成計画平面図 (縮尺 300 分の 1~1, 000 分の 1) (イ) 開発区域位置図 (縮尺 1, 000 分の 1~5, 000 分の 1) (キ) 断面図 (縮尺 300 分の 1~1, 000 分の 1) (ウ) 字図・公図 (里道、水路を明示してください。) (ク) 給排水施設計画平面図 (縮尺 300 分の 1~1, 000 分の 1) (エ) 現況図 (縮尺 300 分の 1~1, 000 分の 1) (ケ) その他 () (オ) 土地利用計画図 (縮尺 300 分の 1~1, 000 分の 1)			
※ 受 付 処 理 欄				

注意事項 ※印の欄は記入しないでください。

(表)

開 発 計 画 説 明 書	
(1) 開発行為を行う理由（市街化調整区域で開発を行う場合のみ記入してください。）	
(2) 開発予定建築物 用途： 階数： 高さ： 構造： 延べ面積： その他（住宅の場合のみ）：分譲・賃貸	
(3) 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例の適用の有無 ①中高層建築物に 該当する ・ 該当しない ②ワンルーム型式集合建築物に 該当する ・ 該当しない	
(4) 計画戸数及び人口	
(5) 進入路及びその他の道路計画	
(6) 排水計画及び下水道計画（汚水処理計画も含む。）	
(7) 上水道給水計画	
(8) 公共公益施設（公園、小・中学校その他公共・公益の用に供する施設）	
(9) 開発工事施行年度計画	

(裏)

(10) 開発区域内の土地の現況

ア 地目別現況

区 分	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計
面 積					
比 率	%	%	%	%	100%

イ 所有者別現況

区 分	自己所有	買収予定	地主還元	そ の 他	計
面 積					
比 率	%	%	%	%	100%

(11) 資金計画

開発（施行）費	千円	自己資金	千円	借入金	千円
---------	----	------	----	-----	----

(12) 土地利用

区分	住宅用宅地	公共の用に供する空地	住宅用宅地以外の宅地	その他の土地	合計	※「公共の用に供する空地」の面積は、(13)欄中の「計」の面積を記入して下さい。
面積						
比率	%	%	%	%	100%	

(13) 公共施設整備計画（公共の用に供する空地）

区分	道路	公園	貯水施設	水道・電気・ガス施設	汚物処理場 ごみ焼却場	河川・運河 その他水路	学校図書館 等教育施設	病院等医療施設	※各「比率」は、(12)欄の「合計」の面積に対する各施設の面積の割合を記入して下さい。
面積									
比率	%	%	%	%	%	%	%	%	
区分	保育施設	社会福祉施設	官公庁施設	商業施設	50戸以上の 集団住宅・附帯施設	その他公共施設	計		
面積									
比率	%	%	%	%	%	%	%		

(14) 街区設定計画

個人住宅用 宅地規模	165 m ² 未満	165 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上	計
宅地数						

(15) その他必要事項

※ 教育施設、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、商業施設、上水道供給施設、ガス供給施設、下水処理施設、ごみ焼却場、街路照明施設等がある場合は、その概要を記入して下さい。

注意事項

- 開発区域の工区を分けるときは、開発計画説明書の(10)、(11)、(12)、(13)、(14)及び(15)欄については、必ず工区別に記載した内訳を添えて下さい。
- 土地利用計画、公共施設の整備計画、街区設定計画については、開発設計説明書の(12)、(13)及び(14)欄に記入するほか、次の事項を添付図面に明記して下さい。
 - 公共の用に供する土地帰属区分及びその配置
 - 街区の配置及びその番号
 - 予定される建築物の配置、規模、構造及び用途
 - 住宅用地及び公共用地以外の土地の配置及び用途
 - 消防の用に供する水利施設及び貯水施設の位置
 - その他必要事項

← 90 センチメートル →		90 セ ン チ メ ー ト ル
開 発 行 為 に つ い て の お 知 ら せ		
予 定 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	
開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区	
開発区域の面積	平方メートル	
開発行為予定者	住 所 氏 名	
設 計 者	住 所 氏 名	
予 定 建 築 物	用 途 : 構 造 : 階 数 : 延べ面積 : 高 さ : 住 戸 数 :	
	福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例の適用の有無 ① 中高層建築物に 該当する・該当しない ② ワンルーム形式集合建築物に 該当する・該当しない	
標 識 設 置 日	年 月 日	
この標識は、福岡市開発行為の許可等に関する条例の規定に基づき設置したものです。 この計画について説明を求められる方は、下記へご連絡ください。 (連絡先) 担当者名 (電話)		

- 注意事項
- 1 この標識は、白地に黒書きとし、見やすいものとする。
 - 2 予定建築物の欄は、可能な限り具体的に記入すること。
 - 3 連絡先は、原則として開発者又は設計者のいずれかのものを記入すること。
 - 4 この標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない材料及び構造により作成するとともに、文字が雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。
 - 5 この標識は、下端と地面の間が 80 センチメートルとなるように設置すること。

様式 4
市要綱様式第 3 号

開発行為予定標識設置（変更）報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

開発者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

福岡市開発行為の許可等に関する条例第 13 条第 3 項(第 4 項)の規定により、次のとおり報告します。

標 識 設 置 日	年 月 日
予 定 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
開発区域に含まれる区域の名称	福岡市 区
開発区域の面積	平方メートル
設 計 者	住所 氏名 電話番号
予 定 建 築 物	用 途 : 構 造 : 階 数 : 延べ面積 : 高 さ : 住 戸 数 :
	福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例の適用の有無 ① 中高層建築物に 該当する・該当しない ② ワンルーム形式集合建築物に 該当する・該当しない
※ 受 付 処 理 欄	

注意事項

- 1 ※印の欄は記入しないでください。
- 2 予定建築物の内容は、可能な限り具体的に記載してください。
- 3 設置後の開発予定標識を撮影した写真（遠景、近景）、開発区域位置図を添付してください。

開 発 計 画 概 要 書	
工事の期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	福岡市 区
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
開 発 行 為 予 定 者	住所 氏名 電話番号
設 計 者	住所 氏名 電話番号
予 定 建 築 物	用 途： 構 造： 階 数： 延べ面積： 高 さ： 住 戸 数：
	福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例の適用の有無 ①中高層建築物に 該当する・該当しない ②ワンルーム形式集合建築物に 該当する・該当しない
標 識 設 置 日	年 月 日
この計画について説明を求められる方は、下記へご連絡ください。 （連絡先） 担当者名 （電話）	

(表)

事前説明(変更)報告書							
年 月 日							
(あて先) 福岡市長 開発者 住所 (法人の場合は所在地)							
氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)							
福岡市開発行為の許可等に関する条例第 14 条 の規定により、次のとおり報告します。 第 7 項 第 9 項 第 11 項において準用する同条第 9 項							
開発区域 の位置		福岡市 区					
事前説明の方 法	戸 別 に 説 明	説 明 対 象 の 区 域	注) 地図等で示したものを添付してください。				
		説 明 を 行 っ た 近 隣 住 民 の 住 所 氏 名 等	所有者等 の区分	氏 名	住 所	説明年月日	
	説 明 会 開 催	日 時					
		場 所					
		説 明 対 象 の 区 域	注) 地図等で示したものを添付してください。				
		近 隣 住 民 の 出 席 者	人				
	報 告 事 項	提示関係図書 ・ 開発計画概要書 ・ 開発区域位置図 ・ 現況図 ・ 土地利用計画図 ・ 造成計画平面図及び断面図					
		福岡市の建築紛争の予防と調整に関する条例の適用の有無 ① 中高層建築物に 該当する・該当しない ② ワンルーム形式集合建築物に 該当する・該当しない					
	※ 受 付 処 理 欄						

注意事項 ※印の欄は記入しないでください。

(裏)

番号	所有者等の区分	住所及び氏名 (法人の場合は、相手方の役職名を記入)	説明日時	説明方法		
				面談	説明会	その他
	所有者 管理者 居住者		／ 時頃 ／ 時頃 ／ 時頃	有・無 有・無 有・無	出・欠 出・欠 出・欠	
	意見等					
	所有者 管理者 居住者		／ 時頃 ／ 時頃 ／ 時頃	有・無 有・無 有・無	出・欠 出・欠 出・欠	
	意見等					
	所有者 管理者 居住者		／ 時頃 ／ 時頃 ／ 時頃	有・無 有・無 有・無	出・欠 出・欠 出・欠	
	意見等					
	所有者 管理者 居住者		／ 時頃 ／ 時頃 ／ 時頃	有・無 有・無 有・無	出・欠 出・欠 出・欠	
	意見等					
	所有者 管理者 居住者		／ 時頃 ／ 時頃 ／ 時頃	有・無 有・無 有・無	出・欠 出・欠 出・欠	
	意見等					
	所有者 管理者 居住者		／ 時頃 ／ 時頃 ／ 時頃	有・無 有・無 有・無	出・欠 出・欠 出・欠	
	意見等					
	所有者 管理者 居住者		／ 時頃 ／ 時頃 ／ 時頃	有・無 有・無 有・無	出・欠 出・欠 出・欠	
	意見等					
説明者の氏名 (法人の場合は、その名称を記入)						

- (注) 1 市販の地図等に近隣住民の敷地を赤枠で囲み、北から右回りに番号を記入したものを添付してください。
- 2 所有者等の区分の欄は、該当するものを○印で囲んでください。
- 3 居住者には、店舗等の占有者を含みます。
- 4 意見等欄には、面談時の近隣住民からの意見を記入してください。

様式 7

開発審査会附議願

年 月 日

(あて先) 福岡市長

願出者 住所

氏名

(設計者連絡先)

次の開発計画

〔 都市計画法第 34 条第 14 号に該当する開発許可
都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当する建築許可 〕
について開発審査会に附議していただきたく願出ます。

1. 開発区域の位置

福岡市 区

2. 開発区域の面積

m²

3. 開発計画の目的及び理由

4. 開発予定建築物の概要

用途 戸建住宅(持家、分譲、貸家)・共同住宅(賃貸、分譲)・店舗・工場・その他

構造 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他

規模 建築面積 m² 延べ面積 m²

5. 開発区域内の土地の現況

ア、地目別状況

宅 地	農 地	山 林	その他 ()	合 計
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

イ、所有者別状況

自 己 所 有	その他 ()	合 計
m ²	m ²	m ²

6. その他

※ 添付図書等 位置図、現況図、土地利用計画図(給排水施設計画図)、断面図、建物の平面図・立面図
理由書、現況写真

字図、土地登記簿謄本、敷地実測図、
申請人の住民票(家族全員)及び戸籍謄本(親・本人)、
固定資産税台帳(名寄帳)
その他市長が必要とする書類

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(※水道局へ提出するときは「福岡市水道事業管理者」とすること)

申請者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

都市計画法第 32 条による協議について

今般

を当社が開発するに当たり都市計画法

第 32 条の規定に基づく協議 (同意) が必要ですので関係図書を添えて協議いたします。

記

添 付 図 書

1. 設計説明書 ----- (様式 14)
2. 新たに設置される公共施設 ----- (様式 15 の 2)
3. 従前の公共施設 ----- (様式 15 の 2)
4. 位置図
5. 現況図
6. 計画平面図

注 協議する内容によって必要な図書 (字図、境界確認書の写し、求積図、構造図等) を添付してください。

様式 9 の 1
別記様式第二

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 福岡市長 許可申請者 住 所 (法人の場合は所在地) 氏 名		※ 手 数 料 欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区
	2 開 発 区 域 の 面 積	
	3 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第 34 条該当号及び該当 する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号		年 月 日 第 号

備 考

- 1 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第 8 条第 1 項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 ※印のある欄には記入しないでください。
- 4 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

		許可第		号	
		年		月 日	
様					
		福岡市長		印	
開発行為許可通知書					
年 月 日に申請のあった開発行為（受付番号第 号）の施行については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第 35 条第 2 項の規定により通知します。					
条 件		別 紙 の と お り			
開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称		福岡市 区		
	開 発 区 域 の 面 積				
	予 定 建 築 物 の 用 途				
	許 可 申 請 者		住 所 氏 名		
	工 事 施 行 者		住 所 氏 名		
	設 計 者		住 所 氏 名		
	工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日 (許 可 の 日 か ら 日 以 内)		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日 (許 可 の 日 か ら 日 以 内)		
	自己の居住の用、自己の業務の用 又はその他の用の別				
	法 第 3 4 条 の 該 当 号 数		号 該 当		
	そ の 他 必 要 な 事 項				

備考

- 1 この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合を除く。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合に限る。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合には、審査請求をすることはできません。）。
- 3 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴え（公害等調整委員会の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。）を提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 5 公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定の取消しの訴えによらなければなりません。

不許可第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

開 発 行 為 不 許 可 通 知 書

年 月 日に申請のあった開発行為(受付番号第 号)については、次の理由により不許可としたので、都市計画法第 35 条第 2 項の規定により通知します。

不許可の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合を除く。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合に限る。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合には、審査請求をすることはできません。）。
- 3 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴え（公害等調整委員会の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。）を提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 5 公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定の取消しの訴えによらなければなりません。

都市計画法第 34 条の 2 の規定により、開発行為の協議を 申し出ます。 年 月 日 (あて先) 福岡市長 協議申出者 所在地 氏名		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区
	開 発 区 域 の 面 積	
	予 定 建 築 物 の 用 途	
	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	自 己 の 業 務 の 用 に 供 す る も の 、 そ の 他 の も の の 別	
	法 第 3 4 条 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協議に付した条件		
※ 協議成立番号	年 月 日 第 号	

- 1 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 ※印のある欄には記入しないでください。
- 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

		協議成立第 年 月 日	
様			
福岡市長		印	
開 発 行 為 協 議 成 立 通 知 書			
年 月 日に申し出のあった開発行為（受付番号第 号）の施行 については、次の条件を付して協議が成立したので、福岡市開発行為の許可等に関する規則第 9 条 の 2 第 3 項の規定により通知します。			
条 件		別 紙 の と お り	
開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区	
	開 発 区 域 の 面 積		
	予 定 建 築 物 の 用 途		
	工 事 施 行 者	住所 氏名	
	設 計 者	住所 氏名	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日 (協議成立の日から 日以内)	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日 (協議成立の日から 日以内)	
	自 己 の 業 務 の 用 又 は そ の 他 の も の の 別		
	法 第 3 4 条 の 該 当 号 数	号 該 当	
	そ の 他 必 要 な 事 項		

協議不成立第 年 月 日 号

様

福岡市長 印

開発行為協議不成立通知書

様

年 月 日に申し出のあった開発行為(受付番号第 号)については、次の理由により協議が成立しなかったので、福岡市開発行為の許可等に関する規則第 9 条の 2 第 3 項の規定により通知します。

協議不成立の理由

資 金 計 画 書

1. 収支計画 (単位千円)

科 目		金 額
収 入	処 分 収 入	
	宅 地 処 分 収 入	
	補 助 負 担 金	
	自 己 資 金	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
	計	

申 請 者 の 事 業 経 歴 書						
	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面 積	許認可番号・年月日	着工完了年月
宅 地 造 成 経 歴				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				m ²	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了

工 事 施 行 者 の 工 事 経 歴 書						
	注 文 主 名	元請、下請 の 別	工 事 名	面 積	許 認 可 年 月 日	完 成 年 月
			工事施行場所			
宅				m ²	年 月 日	年 月
地				m ²	年 月 日	年 月
造				m ²	年 月 日	年 月
成				m ²	年 月 日	年 月
工				m ²	年 月 日	年 月
事				m ²	年 月 日	年 月
等				m ²	年 月 日	年 月
施				m ²	年 月 日	年 月
行				m ²	年 月 日	年 月
経				m ²	年 月 日	年 月
歴				m ²	年 月 日	年 月
				m ²	年 月 日	年 月

設 計 者 の 資 格 調 書						
設 計 者	フリガナ			生年月日		
	氏 名			年 月 日		
	住 所					
建 築 士 法 等 に よ る 資 格	資 格 内 容		取 得 年 月 日		登録又は合格番号	
	☐ 技術士 (部門) ☐ 1 級建築士 ☐ その他 ()					
最 終 学 歴	年 月 日 卒業・中退 学校名 学科名 終業年数 年					
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地		職 名	在職期間 (合計 年 月)	
					年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施行場所		面 積	許認可番号・年月日
					m ²	第 号 年 月 日
					m ²	第 号 年 月 日
					m ²	第 号 年 月 日
都 市 計 画 法 施 行 規 則 第 19 条 の 該 当 資 格				☐ 1 号 ☐ 2 号		イ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト

注意事項

- 「最終学歴」の欄には、設計資格に係る学歴を記入してください。
- 「実務経歴」の欄及び「設計経歴」の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入してください。

(表)

設 計 説 明 書									
		設計者 住所 氏名			電話				
設計の方針	開 発 の 目 的								
	基 本 方 針								
地域地区等	ア 市 街 化 区 域 イ 市 街 化 調 整 区 域				用 途 地 域 等				
	宅地造成工事規制区域			内・外	そ の 他				
土地の現況	地目区分	宅 地	農 地	山 林	里道水路等国有地		その他	合 計	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	
	比 率	%	%	%	%		%	% 100	
土地利用計画	区 分	建 築 物 敷 地		公 共 施 設 用 地			その他	合 計	
		一般宅地	公益的施設	道 路	公 園	その他			
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
比 率	%	%	%	%	%	%	100%		
公益的施設の整備計画	公益的施設の名称		敷地面積		管 理 者		整備計画(建設時期等)		
使用種水類	ア 水道 イ 井戸水 ウ 水道・井戸水併用		消 利 防 施 水 設	ア 消火栓 イ 貯水槽 ウ その他			カ所 基		予定戸数 戸
									計画人口 人
									人口密度 人/ha

注意事項

- 「開発の目的」の欄には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設等の区分を記入してください。
- 「基本方針」の欄には、計画上周辺地との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。
- 「公益的施設の整備計画」の欄には、都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号及び都市計画法施行令第 27 条の公益的施設について記入してください。
- 「開発区域内の土地の現況」の欄及び「土地利用計画」の欄については開発区域を工区に分割したときは、工区別の内訳表を添付してください。

(裏)

	公共施設の 種 類	番 号	概 要			管 理 者	用地の 帰 属	摘 要
			幅員寸法	延 長	面 積			
公 共 施 設 の 整 備 計 画								

注意事項

- 1 公共施設の整備計画には、都市計画法第4条第14項に定める公共施設について記入してください。
- 2 摘要欄には、費用負担の状況を記入してください。
- 3 実測図に基づく公共施設の新旧対照図を添付してください。
- 4 番号は、図面記載の番号と一致させてください。

(表)

開発行為に関する同意の一覧表

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

、都市計画法第 32 条の規定に基づき下記のとおり同意を得ました。

1. 公共施設の管理者

種 類	管 理 者	同 意 年 月 日	摘 要
給水施設 (上水道)		年 月 日	
排水施設 (下水道)		年 月 日	
消 防 水 利 施 設		年 月 日	
道 路		年 月 日	
水路		年 月 日	
埋蔵文化財		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
※ 教 育 施 設		年 月 日	
※ 電 気 施 設		年 月 日	
※ ガ ス 施 設		年 月 日	
※ 輸 送 施 設		年 月 日	

注 ※印の施設の同意は、20ha 未満の開発の場合は不要です。

(裏)

2. 新たに設置される公共施設

種 別	番 号	概 要	同 意 年 月 日	管 理 者	用地の帰属	摘 要
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

3. 法第 40 条第 1 項の規定が適用される従前の公共施設

種 別	番 号	概 要	同 意 年 月 日	管 理 者	用地の所有者	用地の帰属	摘 要
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				

注 1 一つの公共施設用地が二つ以上の者に帰属することとなる場合は、摘要欄にその旨を記載し、その帰属の状態を図面に明示してください。

2 概要欄には、広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については、面積のみを記載してください。また、上・下水道管渠については、寸法及び延長のみを記載してください。

権 利 者 の 施 行 同 意 書

許可申請者

の施行に係る開発行為について、異議がないので同意します。

所 在 地	地目又は 工作物の 種 類	地積又は 工作物の 規 模 用 途 等	権利の 種 別	同 意 年月日	同意者の住所 及 び 氏 名	摘 要

注 1 「所在地」の欄には権利の対象となるものの所在を、地番まで記入してください。

2 「権利の種別」の欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権、その他事業の妨げとなる権利を記入してください。

3 共有の場合には、その旨を摘要欄に明示してください。

4 同意者本人であることを確認するための書類（健康保険証又は運転免許証の写し、個人・法人の印鑑証明書等のうちいずれか）を添付してください。

自主管理道路の管理に関する協定書

開発事業者 (以下「甲」という。)と福岡市(以下「乙」という。)及び土地所有者 (以下「丙」という。)において、甲が行う次の開発行為に伴う都市計画法(以下「法」という。)第32条の規定に基づく法第39条および第40条に関し、 年 月 日付けで甲乙間で協議が整った道路の管理等に関して協定を締結する。

開発区域に含まれる 福岡市 区
地域の名称

開発区域の面積 . m²

道路番号 第 号

第1条 この協定書は、都市計画法の開発許可制度に基づき設置された上記の道路に関して、適切な管理の確保が行われるよう甲乙丙3者で協議し、その合意した内容を締結するものである。

第2条 道路は丙が管理する。

第3条 丙が管理する道路の位置は、別添案内図及び土地利用計画図のとおりとする。

第4条 丙が行う道路の管理内容は、次のとおりとする。

- (1) 舗装の穴、段差及び陥没の修復
- (2) 側溝の泥上げ、蓋の破損及び蓋鳴の補修
- (3) 路面下の通水(詰り)の修復
- (4) 路肩及び法面の除草
- (5) 道路不法占用の取締り
- (6) 交通安全施設の管理
- (7) その他(上記以外の安全管理に関すること)

2 甲乙丙のうち、土地の所有権を有する者は、道路の占用及び掘削等の許可権を有するものとする。

第5条 自主管理の期間は、工事完了公告の日の翌日から道路の廃止の日迄とする。

第6条 自主管理期間中に自主管理道路内において、いかなる事故が発生しても乙は一切その責を負担しない。

第7条 自主管理期間中において自主管理道路内に生じた事故の処理については丙において解決するものとする。

第8条 甲及び丙は、乙の許可、同意もしくは承認を得ずに、この協定に基づく道路を廃止、封鎖もしくは位置を変更してはならない。

第9条 甲及び丙は、前条の定めによる乙の許可、同意もしくは承認を得ようとするときには、土地に権利を有する者の合意をもって、乙に協議するものとする。

第10条 甲及び丙は、この土地に関して有する権利を他に譲渡等する場合には、この協定の内容を周知及び承継し、乙に報告しなければならない。

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 開発事業者

乙 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長

丙 道路土地所有者

90 センチメートル	
開 発 行 為 許 可 標 識	
福岡市許可番号 第 号 許可年月日 年 月 日	
予 定 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
開 発 区 域 に 含 ま れ る 区 域 の 名 称	福岡市 区
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
工 事 の 名 称 及 び 目 的	
許 可 を 受 け た 者	住所 氏名
工 事 施 行 者	住所 氏名 電話番号
設 計 者	氏名
工 事 現 場 管 理 者	氏名

90
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

注意事項

- 1 この標識は、白地に黒書きとし、見やすいものとする。
- 2 この標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない材料及び構造により作成するとともに、文字が雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。
- 3 この標識は、下端と地面の間が 80 センチメートルとなるように設置すること。

様式第 19 の 1
市要綱様式第 12 号

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書 年 月 日 (あて先) 福岡市長 許可申請者 住所 (法人の場合は所在地) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名) 都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。		※ 手 数 料 欄
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	予 定 建 築 物 の 用 途	
	工 事 施 行 者	住所 氏名
	法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 許 可 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変更許可に付した条件		
※ 変 更 許 可 番 号		年 月 日 第 号

備考

- ※印の欄は記入しないでください。
- 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合にのみ記入してください。
- 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続きの状況を記入してください。
- 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」の欄を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

		許可第 年 月 日	号
様			
福岡市長		印	
開 発 行 為 変 更 許 可 通 知 書			
年 月 日に申請あった開発行為（受付番号第 号）の変更については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第 35 条の 2 第 4 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定により通知します。			
条 件	別 紙 の と お り		
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区	
	開 発 区 域 の 面 積		
	予 定 建 築 物 の 用 途		
	許 可 申 請 者	住 所 氏 名	
	工 事 施 行 者	住 所 氏 名	
	設 計 者	住 所 氏 名	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
	自己の居住用、自己の業務の 用又はその他のものの別		
	法 第 3 4 条 の 該 当 号 数	号 該 当	
そ の 他 必 要 な 事 項			

備考

- この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合を除く。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合に限る。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合には、審査請求をすることはできません。）。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴え（公害等調整委員会の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。）を提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定の取消しの訴えによらなければなりません。

様式第 19 の 3
市要綱様式第 13 号の 2

開 発 行 為 変 更 協 議 申 出 書 年 月 日 (あて先) 福岡市長 協議申出者 所 在 地 氏 名 都市計画法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 34 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の協議を申し出ます。		※ 手 数 料 欄
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	予 定 建 築 物 の 用 途	
	工 事 施 行 者	住所 氏名
	法第 34 条の該当号及び該当する理由	
	そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 協 議 の 成 立 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変更協議に付した条件		
※ 変更協議成立番号		年 月 日 第 号

注意事項

- ※印の欄は記入しないでください。
- 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合にのみ記入してください。
- 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記入してください。
- 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」の欄を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

協議成立第 年 月 日		
様		
福岡市長		
印		
開 発 行 為 変 更 協 議 成 立 通 知 書		
年 月 日に申出のあった開発行為（受付番号第 号）の変更については、次の条件を付して協議が成立したので、都市計画法第 35 条の 2 第 4 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定により通知します。		
条 件	別 紙 の と お り	
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区
	開 発 区 域 の 面 積	
	予 定 建 築 物 の 用 途	
	工 事 施 行 者	住 所 氏 名
	設 計 者	住 所 氏 名
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	自 己 の 業 務 の 用 又 は そ の 他 の 用 の 別	
	法 第 3 4 条 の 該 当 号 数	号 該 当
	そ の 他 必 要 な 事 項	

様式 20

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

届出者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

、
都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

様式 21
市要綱様式第 14 号

工 事 着 手 届 出 書	
年 月 日	
(あて先) 福岡市長	
届出者 住所 (法人の場合は所在地)	
氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)	
開発行為に関する工事に着手したので、福岡市開発行為の許可等に関する規則第 14 条の規定により届け出します。	
開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	福岡市 区
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工事管理者	住 所 氏 名
	電 話 番 号
	資格、免許等
主任技術者	住 所 氏 名
	電 話 番 号
	資格、免許等
※受付処理欄	

注意事項

- ※印の欄は記入しないでください。
- 設置後の開発行為許可標識を撮影した写真（遠景、近景）を添付してください。

様式 22
別記様式第四

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

届出者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名

都 市 計 画 法 第 3 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 開 発 行 為 に 関 す る 工 事
(許 可 番 号 年 月 日 第 号) が 下 記 の と お り 完 了 し
ま し た の で 届 け 出 ま す 。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域 福岡市 区

又は工区に含まれる地域

の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2 ※印ある欄は記載しないでください。

様式 23
別記様式第五

公 共 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

届出者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名

都 市 計 画 法 第 3 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 公 共 施 設 に 関 す る 工 事
(許 可 番 号 年 月 日 第 号) が 下 記 の と お り 完 了 し
ま し た の で 届 け 出 ま す 。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した公共施設 福岡市 区
が存する開発区域又は工
区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2 ※印ある欄は記載しないでください。

様式 24
別記様式第八

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

届出者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名

都 市 計 画 法 第 3 8 条 の 規 定 に よ り 、 開 発 行 為 に 関 す る 工 事
(許 可 番 号 年 月 日 第 号) が 下 記 の と お り
廃 止 し ま し た の で 届 け 出 ま す 。

記

1 開発行為に関する工事を 廃止した年月日	年 月 日
2 開発行為に関する工事を 廃止に係る地域の名称	福岡市 区
3 開発行為に関する工事を 廃止に係る地域の面積	

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

福岡市開発許可等に関する規則第 18 条第 1 項の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号
建築物又は特定工作物の敷地の所在地及び面積	福岡市 区 m ²
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
予 定 建 築 物 等 の 棟 数 及 び 戸 数	
申 請 の 理 由	
※ 受 付 欄	※ 承 認 欄
※ 備 考	

– 72 –

承認第 号 年 月 日			
様	福岡市長 印		
工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認通知書			
年 月 日に申請のあった <table><tr><td>建築</td></tr><tr><td>建設</td></tr></table> については、次の条件を付して承認したので通知します。		建築	建設
建築			
建設			
条 件			
開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
建築物又は特定工作物の敷地の所在地及び面積	福岡市 区 m ²		
予 定 建 築 物 等 の 用 途			
予 定 建 築 物 等 の 棟 数 及 び 戸 数			
申 請 の 理 由			

様式 26 の 1
市要綱様式第 17 号

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書 年 月 日 (あて先) 福 岡 市 長 許可申請者 住 所 (法人の場合は所在地) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名) 都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定による建築の許可を申請します。		※ 手 数 料 欄
開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
定められた制限の内容		
建 築 物 の 用 途		
建 築 し よ う と す る 建 築 物 の 所 在 地	福岡市 区	
受けようとする許可の 具 体 的 内 容		
申 請 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
※ 備 考		

注意事項 ※印の欄は記入しないでください。

許可第 年 月 日 号	
様	
福岡市長	
印	
市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書	
年 月 日申請のあった建築の施行については、次の条件を付して許可したので 通知します。	
条 件	
開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号
定められた制限の内容	
建 築 物 の 用 途	
建 築 物 を 建 築 し よ う と する 土 地 の 所 在 地	福岡市 区
受 け よ う と す る 許 可 の 具 体 的 内 容	
申 請 の 理 由	

備考 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡市開発審査会に
対して審査請求をすることができます。

様式 26 の 3
市要綱様式第 19 号の 2

市街化調整区域内における建築物の特例協議申出書 年 月 日 (あて先) 福 岡 市 長 協議申出者 所 在 地 氏 名 都市計画法第 34 条の 2 第 2 項において準用する同法第 41 条第 2 項ただし書の規定による建築の協議を申し出ます。		※ 手 数 料 欄
開 発 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号	
定められた制限の内容		
建 築 物 の 用 途		
建 築 し よ う と す る 建 築 物 の 所 在 地	福岡市 区	
協議申出の具体的内容		
協議申出の理由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協議に付した条件		
※ 協議成立番号	年 月 日 第 号	
※ 備 考		

注意事項 ※印の欄は記入しないでください。

協議成立第 年 月 日 号	
様	
福岡市長	
印	
市街化調整区域内における建築物の特例協議成立通知書	
年 月 日申し出のあった建築の施行については、次の条件を付して協議が成立したので通知します。	
条 件	
開 発 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号
定められた制限の内容	
建 築 物 の 用 途	
建築物を建築しようとする土地の所在地	福岡市 区
協議申出の具体的内容	
協 議 申 出 の 理 由	

建 築 物 概 要 書								
主要用途			建築面積	延べ面積	敷地面積	建 蔽 率 及 容 積 率		
	申 請 部 分		m ²	m ²		建蔽率 容積率		
	申 請 以 外 の 部 分		m ²	m ²			%	
	合 計		m ²	m ²	m ²		%	
建 築 物 棟 別 概 要								
棟 番 号	用 途	工事 種別	構 造	階数	建築面積	延べ面積	外壁仕上げ	最高の高さ
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
備 考								

予定建築物以外の建築等許可申請書 年 月 日 (あて先) 福岡市長 申請者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定による予定建築物等以外の 建築物 の 新 築 への改築 への用途の変更 への使用者の変更 特定工作物の新設 の許可を申請します。		※手数料欄
開発許可番号	年 月 日 第 号	
予定建築物の用途		
土地の所在地	福岡市 区	
変更後の建築物等の用途		
法第 34 条の該当号		
変更の理由		
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	
※備考		

注意事項

1 ※印の欄は記入しないでください。

2 「法第 34 条の該当号」の欄は、変更後の建築物が法第 34 条第 1 号から第 10 号までのいずれかに該当する場合のみ記入してください。

許可第		号	
年		月	
日			
様			
福岡市長			
印			
予定建築物等以外の建築等許可通知書			
年		月	
日		申請のあった	
建築物		の 新 築 への改 築 への用途の変更 への使用者の変更	
特 定 工 作 物 の 新 設		については、	
次の条件を付して許可しましたので通知します。			
条	件		
開 発 許 可 番 号	年	月	日 第 号
予 定 建 築 物 等 の 用 途			
土 地 の 所 在 地	福岡市 区		
変 更 後 の 建 築 物 等 の 用 途			
法 第 3 4 条 の 該 当 号			
変 更 の 理 由			

- 備考
- 1 この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合を除く。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合に限る。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合には、審査請求をすることはできません。）。
- 3 この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴え（公害等調整委員会の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。）を提起することができます。なお、上記2の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 5 公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定の取消しの訴えによらなければなりません。

予定建築物等以外の建築等協議申出書 年 月 日 (あて先) 福 岡 市 長 協議申出者 所 在 地 氏 名 都市計画法第 42 条第 2 項の規定による予定建築物等以外の 建築物 特 定 工 作 物 の 新 設 の 新 築 へ の 改 築 への用途の変更 への使用者の変更 の協議を申し出ます。		※ 手 数 料 欄
開 発 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号	
予 定 建 築 物 等 の 用 途		
土 地 の 所 在 地	福岡市 区	
変更後の建築物等の用途		
法 第 34 条 の 該 当 号		
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協 議 に 付 し た 条 件		
※ 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号	
※ 備 考		

注意事項

- ※印の欄は記入しないでください。
- 「法第 34 条の該当号」の欄は、変更後の建築物が法第 34 条第 1 号から第 10 号までのいずれかに該当する場合のみ記入してください。

協議成立第 年 月 日 号	
様	
福岡市長	
印	
予定建築物等以外の建築等協議成立通知書	
年 月 日申し出のあった	
建築物	
の 新 築 への改 築 への用途の変更 への使用者の変更	
特 定 工 作 物 の 新 設	
については、	
次の条件を付して協議が成立したので通知します。	
条 件	
開 発 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
土 地 の 所 在 地	福岡市 区
変 更 後 の 建 築 物 等 の 用 途	
法 第 3 4 条 の 該 当 号	
変 更 の 理 由	

様式 29 の 1
別記様式第九

建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、 [建築物の [新 築 改 築 用途の変更 使用者の変更]] 第一種特定工作物の新設
--

備考

- 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

様式 29 の 2 市要綱様式第 22 号	
許可 第 号 年 月 日	
様	
福岡市長	
印	
建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書	
年 月 日に申請のあった、 建築物の 第一種特定工作物の新設 新築 改築 用途の変更 使用者の変更	
(受付番号第 号) については、次の条件を付して許可したので、通知します。	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物又は使用者の変更をしようとする建築物の存する土地または第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目、及び面積	福岡市 区 m ²
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
改築、用途の変更又は使用者の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物、使用者の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホのいずれかの建築物又は第 1 種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
その他必要な事項	

注意事項

- この許可のほかに、建築基準法による確認が必要です。
- この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合を除く。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合（不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである場合に限る。）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合には、審査請求をすることはできません。）。
- この処分については、上記 2 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴え（公害等調整委員会の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。）を提起することができます。なお、上記 2 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定の取消しの訴えによらなければなりません。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、 建築物の 新 築 改 築 用途の変更 使用者の変更 第一種特定工作物の新設		※手 数 料 欄
の協議を申し出ます。 年 月 日 (あて先) 福 岡 市 長 協議申出者 所 在 地 氏 名		
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物又は使用者の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	福岡市 区	㎡
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
改築、用途の変更又は使用者の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物、使用者の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当の別及びその理由		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協 議 に 付 し た 条 件		
※ 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

協議成立第 年 月 日 号	
様	
福岡市長	
印	
建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議成立通知書	
年 月 日に申し出のあった 建築物の 第一種特定工作物の新設 新築 改築 用途の変更 使用者の変更	
(受付番号第 号) については、次の条件を付して協議が成立したので、通知します。	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物又は使用者の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	福岡市 区 ㎡
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
改築、用途の変更又は使用者の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物、使用者の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホのいずれかの建築物又は第 1 種特定工作物に該当の別及びその理由	
その他の必要な事項	

注意事項 この協議の成立のほかに、建築基準法による計画通知が必要です。

様式 30

市要綱様式第 23 号

地 位 承 継 届 出 書			
年 月 日			
(あて先)福岡市長			
承継人 住所(法人の場合は所在地)			
氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)			
都市計画法第 44 条の規定により <table><tr><td>開発</td></tr><tr><td>建築</td></tr></table> 許 可 に 基 づ く 地 位 を 承 継 し た の で 、 福岡市開発行為の許可等に関する規則第 22 条第 1 項の規定により届け出ます。		開発	建築
開発			
建築			
許 可 番 号	年 月 日 第 号		
被 承 継 人	住所 氏名		
承 継 の 原 因			
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 及 び 面 積	福岡市 区 m ²		
承 継 年 月 日	年 月 日		
※ 受 付 処 理 欄			

注意事項

- 1 ※印の欄は記入しないでください。
- 2 承継の原因が相続の場合は承継者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記簿謄本を添付してください。

地位承継承認申請書		※ 手数料欄
年 月 日		
(あて先)福岡市長		
申請者 住所(法人の場合は所在地)		
氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)		
都市計画法第 45 条の規定により、開発許可に基づく地位を承継したいので、その承認を申請します。		
許可番号	年 月 日 第 号	
被承継人	住所 氏名	
承継の原因		
承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	福岡市 区	m ²
承継年月日	年 月 日	
※ 受付処理欄		

注意事項

- 1 ※印の欄は記入しないでください。
- 2 次に掲げる図書(自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1 ヘクタール未満であるもの)については、第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる図書)を添付してください。
- (1) 所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
 - (2) 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあつては、登記簿謄本)
 - (3) 申請者の所得税(申請者が法人である場合にあつては、法人税)に関する納税証明書
 - (4) 申請者の事業経歴書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

		承認第	号
		年	月 日
様			
	福岡市長		印
地 位 承 継 承 認 通 知 書			
年 月 日に申請のあった開発許可を受けた地位の承継(受付番号第 号)について は、次の条件を付して承認しましたので通知します。			
条件			

開発行為等適合証明申請書 (あて先)福岡市長 年 月 日 申請者 住所 (法人の場合は所在地) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名) 次の工事の計画について ・都市計画法施行規則第 60 条の規定により都市計画法 第 29 条第 1 項 ・第 2 項 第 35 条の 2 第 1 項 第 41 条第 2 項 第 42 条 第 43 条第 1 項 に適合する ことの証明を申請します。		※手数料欄	
申請場所	福岡市 区		
	地目 () 地積(実測) (m ²)		
区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 宅地造成規制区域 用途地域 ()		
土地の利用目的			
建築計画の概要	建築の構造	造 階建 棟 戸	
	建物の面積	建築面積 m ²	延べ面積 m ²
	工事の種類	☐ 新築(新設) ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ その他	
開発(建築)行為の許可状況	開発(建築)許可	年 月 日 第 号	
	変更許可	年 月 日 第 号	
	完了公告	年 月 日 第 号	
証明の使用目的	☐ 建築確認申請 ☐ 道路位置指定申請 ☐ 優良住宅申請 ☐ その他		
※調査の結果、右のとおり報告します。	1 該当事項 ☐ 開発行為なし ☒ 都市計画法適合 (法第 条第 項 号該当) ☐ 宅地造成等規制法第 2 条第 1 項第 2 号非該当		
	2 調査事項 ☐ 現地調査 ☐ 誓約書(対象地番) ☐ 耕作証明書等 ☐ 航空写真 ☐ その他()		
※受付	年 月 日 第 号		
※決裁	年 月 日		
※処理欄			

注意事項 ※印の欄は記入しないでください。

開 発 行 為 等 適 合 証 明 書

証明第
年 月 日 号

様

福岡市長 印

年 月 日 に申請のあった次の工事の計画(受付第 号)については、

・都市計画法

第 29 条第 1 項 ・第 2 項
 第 35 条の 2 第 1 項
 第 41 条第 2 項
 第 42 条
 第 43 条第 1 項

に適合することを証明します。

申請場所	福岡市 区				
	地目 () 地積(実測) (m ²)				
区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 宅地造成規制区域				
	用途地域 ()				
土地の利用目的					
建築計画の概要	建築の構造	造 階建 棟 戸			
	建物の面積	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	工事の種類	☐ 新築(新設) ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ その他			
開発(建築)行為 の許可状況	開発(建築)許可	年	月	日	第 号
	変更許可	年	月	日	第 号
	完了公告	年	月	日	第 号
備考					

開発行為非該当証明申請書 (あて先)福岡市長 年 月 日 申請者 住所 (法人の場合は所在地) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名) 次の工事の計画について都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為に該当しないことの証明を申請します。		※手数料欄
申請場所	福岡市 区	
	地目 () 地積(実測) (m ²)	
区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 宅地造成規制区域 用途地域 ()	
土地の利用目的		
建築計画の概要	建築の構造	造 階建 棟 戸
	建物の面積	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
	工事の種類	☐ 新築(新設) ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ その他
開発(建築)行為の許可状況	開発(建築)許可	年 月 日 第 号
	変更許可	年 月 日 第 号
	完了公告	年 月 日 第 号
証明の使用目的	☐ 建築確認申請 ☐ 道路位置指定申請 ☐ 優良住宅申請 ☐ その他	
※調査の結果、右のとおり報告します。	1 該当事項 ☒ 開発行為なし ☐ 都市計画法適合 (法第 条第 項 号該当) ☐ 宅地造成等規制法第 2 条第 1 項第 2 号非該当	
	2 調査事項 ☐ 現地調査 ☐ 誓約書(対象地番) ☐ 耕作証明書等 ☐ 航空写真 ☐ その他()	
※受付	年 月 日 第 号	
※決裁	年 月 日	
※処理欄		

開 発 行 為 非 該 当 証 明 書

証明第 年 月 号 日

様

福岡市長 印

年 月 日 に申請のあった次の工事の計画(受付第 号)については、
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為に該当しないことを証明します。

申請場所	福岡市 区	
	地目 ()	地積(実測) (m ²)
区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 宅地造成規制区域 用途地域 ()	
	土地の利用目的	
建築計画の概要	建築の構造	造 階建 棟 戸
	建物の面積	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
	工事の種類	☐ 新築(新設) ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ その他
開発(建築)行為 の許可状況	開発(建築)許可	年 月 日 第 号
	変更許可	年 月 日 第 号
	完了公告	年 月 日 第 号
備考		

開発許可を受けずに開発された土地における行為届出書 年 月 日 (あて先)福岡市長 開発者 住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 福岡市開発行為の許可等に関する条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。						
建築(建設)の場所		福岡市 区				
		地目	地積(実測)	m ²	区画数	
土地の開発者等		☐ 国 ☐ 県 ☐ 市 ☐ その他() ☐ 公有水面埋立法第 22 条第 2 項の告示を受けた土地				
開発された時期		年 月 日				
建築物(工作物)の用途						
建築(建設)計画の概要		建築物(工作物)の構造等	造	階建	棟	戸
			高さ	m	軒 高	m
		建築物の面積等	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
			建蔽率	%	容積率	%
工事の種類		☐ 新築(新設) ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更				
区 域		☐ 市街化調整区域 ☐ 宅地造成工事規制区域				
※ 調査の結果、右のとおり報告します。		1 法第 条第 項第 号該当 2 現地調査 3 ☐ 建築(建設)行為支障なし ☐ 用途変更支障なし				
※ 起 案		年 月 日 第 号				※受付印
※ 決 裁 年 月 日		年 月 日				
※ 決 裁	部 長	課 長	係 長	係 長	係 員	

注意事項 ※印の欄は記入しないでください。

暴力団員等に該当しないことの誓約書

(あて先) 福岡市長様

年 月 日

申請者 住所
氏名

今般、福岡市 区 の土地において、都市計画法に基づく開発許可申請を行うものですが、次の事項について誓約します。

なお、この誓約内容の事項に虚偽が判明した場合による、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて、同意します。

私（当法人、当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は、次の（１）から（４）のいずれにも該当しません。

役職	ふりがな 氏名	生年月日	住所

※法人登記簿に記載のある役員（法人以外の団体及び個人事業主の場合は代表者）

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、法という。））
- （２）暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- （３）法人であって、その役員の中に（２）に該当する者があるもの
- （４）（２）に該当する者が、その事業活動を支配する者

※同意者本人であることを確認するための書類を添付すること

（健康保険証、運転免許証の写し、個人・法人の印鑑証明書等のうちいずれか）